

事業名	内容	年齢要件等	募集時期	他事業との併用	個人	法人	申請等窓口
農の雇用事業(雇用就農者育成タイプ)	新規就農者を正社員として雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。 助成額: 1人あたり最大120万円/年(最長2年間)	<雇用側> ◆農業経験が5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」としておくこと ◆期間の定めがない雇用契約を締結し、労災保険、雇用保険等に加入させること ◆1週間の労働時間が年間平均35時間以上であること	3月～11月頃まで 年4回にわけて 募集	×	○	○	静岡県農業会議 TEL 054-255-7934
農の雇用事業(新法人設立タイプ)	新たな農業法人の設立を念頭に、新規就農者を一定期間雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。 助成額: 1人あたり最大120万円/年 (3年目以降は60万円/年 最長4年間)	<研修生側> ◆正社員として採用日時時点で原則45歳未満 ◆正社員として研修開始時点で4か月以上継続雇用されていること ◆過去の農業経験が5年未満であること ◆経営主の親族(3親等以内)でないこと		×	○	○	
農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)	自社の職員を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修に取り組む場合に、研修に要する経費を助成します。 助成額: 1人あたり最大120万円/年(最長2年間)	—		×	×	○	
お試しノウフク	新たに農福連携に取り組む農業者が、試用期間に、障害のある人に対して作業指導等を行なった場合に、謝金を支払います。 補助額: 5,000円/1時間(上限20時間)	—	4月～翌年3月	×	○	○	静岡県西部農林事務所 地域振興課 TEL 053-458-7219
シニア世代雇用就農支援事業	農業法人等がシニア世代(50歳以上65歳未満)の就農希望者を新たに雇用して行う、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成します。 助成額: 研修生1人あたり年間最大120万円 <内訳> ア 研修生に対する研修費 月額最大97,000円 イ 指導者研修費 年間最大120,000円	◆おおむね年間を通じて農業を営む県内の事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること ◆農業経営改善計画の認定を受けた者であること ◆研修生との間で正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること 等	<一時募集> 4月～5月 <二次募集> 7月～9月	×	○	○	静岡県西部農林事務所 企画経営課 TEL 053-458-7209
女性が働きやすい職場環境整備事業費補助金	女性従業員にとって良好な就業環境とするため、トイレやシャワー室等を整備するための経費を助成します。 補助額: 経費の1/2以内(上限30万円)	◆認定農業者又は新規認定農業者であること	5月～7月頃	○	○	○	静岡県西部農林事務所 地域振興課 TEL 053-458-7219